

別紙2 FAQ（幼稚園用）

項目	NO	問	答
	1	いつ購入したものが対象ですか。 いつ支払った賃金が対象ですか。	補助金の対象期間は令和5年4月1日から11月30日のうち、感染者や濃厚接触者等が発生したことにより事業を継続するための対応が必要な期間（感染者等の療養期間）です。 補助対象期間内に発注、契約締結、納品、施工等が完了し、11月30日までに支払が完了した経費及び賃金が対象となります。 ※抗原検査キット等の費用、簡易な改修工事については、感染者等の発生を条件にしませんので、令和5年4月1日から11月30日までに発注、契約締結、納品、施行、支払が完了した経費を対象とします。
	2	感染者等の療養期間に発注しましたが、施工や納品が間に合わなかった場合は対象となりますか。	対象となりません。 コロナ禍で事業を継続するために、早急な対応が求められるものの経費を想定しています。 抗原検査キット等の費用、簡易な改修工事については令和5年4月1日から11月30日までに発注、契約締結、納品、施行、支払が完了した経費を対象とします。
	3	感染者等が発生した場合とありますが、感染者についてはPCR検査の陽性者または抗原検査の陽性者を指すのですか。	保育所等の職員・在園児・事業利用児童でPCR検査のほか抗原検査により陽性となった方を指します。
	4	「新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に」とありますが、「濃厚接触者等」とはどのようなものが含まれますか。	濃厚接触者のほか、保育所等の職員が高熱等の症状により、PCR検査を受けてその結果が出るまでの待機期間が発生している場合を想定しています。（濃厚接触者については、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの取扱いとします。）
	5	感染者や濃厚接触者等であることをどのように確認すればよいですか。また、事業所で感染者や濃厚接触者等が発生したことを証明するために備えておくべきものはありますか。	対象者から電話連絡等での報告による把握が考えられます。保育所等においてはその内容を記録しておいてください（医療機関からの証明書の確認は不要です）。

項目	NO	問	答
申請に関する こと	6	感染者等の療養期間とは具体的に何日間ですか。	ここでいう感染者等の療養期間とは一律の期間ではなく、感染者等がコロナを理由として休養した日にちになります。職員や在園児であれば園を休んだ期間を指します。
	7	感染者等の療養期間について、一時保育や病児保育等の事業利用児童で休養期間がわからな場合はどう考えればよいですか。	該当者が事業利用児童（一時保育や病児保育等）で休養した期間がわからない場合は発症日から10日間（発症日は0日目としてカウント）とします。発症日は電話等で聴き取りをお願いします。
	8	発症日はどう考えればよいですか。	発熱等、コロナによる症状が出現した日とします。
	9	補助金の申請までにどんな手続きがありますか。	令和5年12月7日までに交付申請兼実績報告書とその他添付資料をEメールで提出してください。 詳細につきましては、別紙1 申請マニュアルを参照してください。
	10	補助金の申請は園単位ですか。法人でまとめて申請することは可能ですか。	必ず園単位で申請してください。
	11	物品購入経費を申請するときにはどんな書類が必要になりますか。	実績報告の際には、経費を支払ったことわかる「領収書」や「通帳の写し」（口座引き落としの場合）、などの提出が必要です。提出の確認ができない場合、補助金の対象とすることができませんので、あらかじめ書類の整理を進めていただくようお願いします。
	12	レシートは領収書に代えることができるか。	購入した物の内容、購入日、金額が確認できるレシートであれば大丈夫です。

項目	NO	問	答
	13	領収書の宛名は購入した職員名でもよいですか。	法人名の宛名が必要です。職員が購入し、その後法人が立て替えた場合は対象となります。立て替えた際は法人と職員間でかわした領収書の写しを提出してください。
	14	代表者の押印は必要ですか。	申請書兼実績報告書は押印不要です。補助金額の確定後、ご提出いただく請求書には必要となる場合があります。
	15	新型コロナウイルス感染症に関するその他補助金と同じ内容（重複）を申請できるか。	重複の申請はできません。
	16	申請上限額はいくらになりますか。	<p>(1) 《緊急時の保育人材確保に係る経費》 《医療用抗原検査キット等に係る経費》 《職場環境の復旧・環境整備等（消毒清掃）に係る経費》 合計300,000円</p> <p>(2) 《感染症対策のための簡易な改修》 1,000,000円 ※昨年度簡易な改修工事の補助を受けた園を除く</p>
	17	「感染対策計画の策定」について、具体的にどのようなものを策定すればよいのか。	新たな計画を策定する必要があるわけではなく、各事業所において既に作成している計画等に、新型コロナウイルス感染症に関する事項を追加する等によりご対応ください。
	18	申請後、どのような手続きが必要ですか。補助金はいつ支払われますか。	横浜市の審査が完了した後、交付決定兼額確定通知書と請求書をお送りします。請求書に必要事項を記入の上、横浜市にEメールで送付してください。例年多くの施設から申請いただいている関係で審査・お支払にお時間を頂いております。補助金の支払日については、令和6年3月31日までにお支払いいたします。

項目	NO	問	答
緊急時の保育人材確保に係	19	緊急時の保育人材確保に係る経費とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 ・ 緊急雇用にかかる費用 ・ 感染等で療養中の職員に代わる職員の手当、割増賃金 ・ 職員が勤務時間外に消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日割増賃金などが対象です。 <p>※感染者等の療養期間中に発生した費用が対象となります。</p> <p>※手当等の水準については、社会通念上適当と認められるものであることが必要です。</p> <p>※派遣料等の直接職員に支払っていない賃金を申請する際には、領収書等支払ったことが分かる資料を添付してください。</p> <p>※職員募集にかかる広告費や紹介手数料等は対象外です。</p> <p>※その他補助金、給付費等の対象となっているものは除きます。 (FAQ NO. 20参照)</p>
	20	職員の賃金を緊急時の保育人材確保に係る経費として、どのように申請したらいいか。	<p>例1) 感染等が発生し、保育室等の消毒・清掃を職員で対応したが、勤務時間内での作業となった。</p> <p>→通常の時間内のため、申請不可。ただし、消毒作業を行うことに対しての手当等を支給した場合は、手当分のみ申請可。</p> <p>例2) 職員Aが感染のため、急遽職員Bが代わりに保育に入った。その後のシフトの調整により、A Bともに通常の勤務時間内となった。</p> <p>→通常の時間内のため、申請不可。ただし、Bに対して緊急対応の手当等を支給した場合は、手当分のみ申請可。</p>
	21	緊急時の保育人材確保に係る経費には給与規程の変更が必要ですか。	<p>必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、該当する職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。緊急時の保育人材確保に係る経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類として、【添付資料1 緊急時の保育人材確保に係る経費（職員の受領印）】を提出して頂きます。</p> <p>※添付資料1を提出することで、賃金台帳・給与明細等の写しは原則不要ですが、申請内容に応じて、提出を求める場合があります。</p>

項目	NO	問	答
る 経 費	22	緊急時の保育人材確保に係る経費には物品等の購入支援は含まれますか。	物品等の購入支援は含まれません。
	23	保育スタッフを新たに雇用した場合や、従来からのスタッフが残業して消毒作業を行った場合の人件費は対象となりますか。人材派遣を利用した場合はどうですか。	職員の感染等による人員不足に対応するため、新たに雇用したスタッフの人件費、残業手当、人材派遣料は感染者等の療養期間に限り対象となります。ただし他の補助金との重複は不可。 ※職員に直接支出をしない職員募集にかかる広告費、紹介手数料等は対象外です。 ※申請内容に応じて、必要書類の提出を求める場合があります。
	24	法定福利費は対象になりますか。	緊急時の保育人材確保に係る経費として職員への手当等を支給したことにより増額した法定福利費等の事業者負担分は補助対象になります。 様式は問いませんが、緊急時の保育人材確保に係る経費を申請することで、どれくらい法定福利費が増額したかが分かるような資料を作成し、提出してください
	25	緊急時の保育人材確保に係る経費として人件費を支払う際に発生する口座振込手数料は対象になりますか。	対象になりません。
	26	職員の感染等により緊急雇用した職員の園までの交通費は対象になりますか。	緊急時の保育人材確保に係る経費として申請する人件費に対する交通費のみ（感染者等の療養期間中のみ）対象となります。必要に応じて按分したうえで申請してください。

項目	NO	問	答
医療用抗原検査キット等に係る経費	27	医療用抗原検査キット等とはどのようなものが含まれますか。	職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず事業所負担で検査を受けることとなったPCR検査費用や、万が一職員が事業所に出勤後に発熱した際に備えて事業所で購入した医療用抗原検査キットを想定しています。
職場環境の復旧・環境整備等（消毒清掃）	28	職場環境の復旧・環境整備等に係る費用とは何ですか。	<p>保育所等の消毒・清掃に必要な物品及び消毒・清掃に係る委託費用を想定しています。いずれも感染者等の療養期間中に発注、契約締結、納品、施工されたものが対象です。（支払いについては11月30日まで）</p> <p><対象物品> 石鹼・アルコール消毒液・塩素系漂白剤・洗剤（界面活性剤）・次亜塩素酸水・亜塩素酸水・雑巾・ペーパータオル・ゴミ袋・使い捨て手袋・マスク（大人用のみ）・ガウン・ゴーグル</p>
	29	感染者等が同時に複数発生した場合の清掃消毒物品の申請について、例えばAさんが5/10～5/15療養、Bさんが5/11～5/16療養、Cさんが5/12～5/17療養した場合、5/10に発注し5/17に納品されたものも補助対象となるという認識でよいか。	それぞれの感染者等の療養期間に紐づけるため、5/10に発注したものは5/15までに納品されている必要があります。

項目	NO	問	答
に係る経費	30	100万円以上の物品の購入及び工事にあたって、必要なことはありますか。	1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、 <u>市内事業者による2者以上の見積書の徴収が必須です。</u> （実績報告時に見積書を添付していただきます。） 市内1者や市外事業者への発注のため、補助対象とならなかった例が発生しています。 市内1者や市外事業者への発注でなければならない理由がある場合は、必ず事前にご相談ください。 ※横浜市補助金等の交付に関する規則 第24条
感染症対策のための簡易な改修	31	感染症対策のための改修とは何ですか。	<u>児童が利用するスペースの衛生環境の改善や換気機能の向上のための簡易的な工事を想定しています。</u> 対象工事：トイレの乾式化、非接触型の便器・蛇口設置、壁、床の抗菌、換気扇・エアコン・網戸等の設置 ※上記の対象工事以外の工事及び児童が利用しないスペースへ行った工事は補助対象になりません。
	32	感染症対策のための改修を申請するときにはどんな書類が必要になりますか。	工事前、工事後の写真、工事した場所が分かる施設の平面図、領収書等、経費を支払ったことが分かる書類、施工日が分かる書面が必要となります。 1件（1契約）あたり100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による2者以上の見積書の徴収が必須です。（実績報告時に見積書を添付していただきます。）
	33	エアコンの洗浄費用は対象経費となりますか。	感染症対策のための簡易な改修費用としては、対象外となります。
	34	令和4年度の補助金で改修工事を行いました、令和5年度も申請できますか。	令和4年度に申請済みの施設は補助対象外です。